平成３０年８月から介護保険制度が変わります

**①利用者負担の見直し**

　介護サービスを利用する場合、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただいています。この利用者負担割合について、平成３０年８月から**６５歳以上の方であって、「本人合計所得（※１）２２０万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額（※２）が単身世帯３４０万以上　　　　（２人以上の世帯は４６３万円以上）」の方には、費用の３割をご負担いただくこととなります。**

【旧：平成３０年７月まで】　　　　　　　 　【新：平成３０年８月から】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 負担割合 |  | 区　　　分 | 負担割合 |
| 本人町民税課税 | **本人合計所得１６０万円以上** | **２割** | 本人町民税課税 | **本人合計所得２２０万円以上** | **３割** |
|  | **（上記のうち）年金収入＋その他合計　所得金額****単身世帯：２８０万円未満****２人以上：３４６万円未満** | **１割** |  | **（上記のうち）年金収入＋その他合計所得金額****単身世帯：３４０万円未満****２人以上：４６３万円未満** | **２割** |
| **本人合計所得１６０万円以上２２０万円未満** | **２割** |
|  | **（上記のうち）年金収入＋その他合計所得金額****単身世帯：２８０万円未満****２人以上：３４６万円未満** | **１割** |
| 本人合計所得１６０万円未満 | １割 | 本人合計所得１６０万円未満 | １割 |
| 本人町民税非課税（※３） | １割 | 本人町民税非課税 | １割 |
| 生活保護受給者 | １割 | 生活保護受給者 | １割 |

※１：「本人合計所得」とは、「事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）」と「総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の２分の１の金額」を合計した金額です。

※２：「その他合計所得金額」とは、全体の所得から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。

※３：被保険者本人の町民税課税状況により区分が判定されます。同じ世帯の中に町民税課税者がいても影響はありません。

**②給付額減額措置の見直し**

介護保険制度では、市町村の介護保険財政の安定的な運営と保険料負担の公平性を図るため、介護保険料を滞納し、その徴収権が時効により消滅した期間がある方については、その期間に応じて給付割合が７割に制限されることになっています。（これを給付額の減額といいます。）

上記①の「利用者負担の見直し」に伴い、平成３０年８月から、**一定以上の所得のある方が給付額の減額措置を受ける際には、給付割合が　　　６割に制限される**ことになります。

**裏面もご覧ください**

**③「高額医療・高額介護（介護予防）合算制度」の見直し**

　この制度は、同一世帯内で介護サービスと医療サービスの両方を利用し、１年間（８月～翌年７月）の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超過分を払い戻すという制度です。

このたびの改正により、**７０歳以上で「現役並み所得者」に該当する方の区分が新たな三つの区分に細分化されます。**なお、「一般」、「低所得者」及び７０歳未満の方については変更ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 【旧：平成３０年７月サービス利用分まで】　　　　　【新：平成３０年８月サービス利用分から】　　　　 | **【参考】７０歳未満** |
| 区　　　分 | 限度額 |  | 区　　　分 | 限度額 |  | 限度額 |
| 町民税課税世帯 | **現役並み所得者****本人町民税課税所得額（※１）１４５万円以上で、下記の一般②、③に該当しない方** | **６７万円** |  | 町民税課税世帯 | 現役並み所得者 | **本人町民税課税所得額６９０万円以上** | **２１２万円** | ２１２万円 |
|  | **本人町民税課税所得額****３８０万円以上６９０万円未満** | **１４１万円** | １４１万円 |
|  | **本人町民税課税所得額****１４５万円以上３８０万円未満** | **６７万円** | ６７万円 |
| **一般**①本人町民税課税所得額１４５万円未満②本人町民税課税所得額１４５万円以上の方で世帯の収入合計額が・単独世帯：３８３万円未満・２人以上：５２０万円未満③本人町民税課税所得額１４５万円以上の方で、旧ただし書所得（※２）の合計額が２１０万円以下 | ５６万円 |  | **一般**①本人町民税課税所得額１４５万円未満②本人町民税課税所得額１４５万円以上の方で世帯の収入合計額が・単独世帯：３８３万円未満・２人以上：５２０万円未満③本人町民税課税所得額１４５万円以上の方で、旧ただし書所得の合計額が２１０万円以下 | ５６万円 | ６０万円 |
| **低所得者**（町民税非課税世帯） | ３１万円 |  | 　　**低所得者**（町民税非課税世帯） | ３１万円 | ３４万円 |
|  | （上記のうち）世帯各収入から必要経費差引後の所得が０円の方（年金収入のみの場合は８０万円以下）で、介護サービス利用者が世帯内で１人の場合 | １９万円 |  |  | （上記のうち）世帯各収入から必要経費差引後の所得が０円の方（年金収入のみの場合は８０万円以下）で、介護サービス利用者が世帯内で１人の場合 | １９万円 |
|  |

※１：「本人町民税課税所得額」とは、被保険者本人の各種所得額（収入金額から必要経費を引いた額）から地方税法上の各種所得控除等を差し引いた額です。

※２：「旧ただし書所得」とは、総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除（３３万円）を除いた額です。雑損失繰越控除額は控除しません。

【問合せ先】民生部高齢者福祉課　ＴＥＬ２１－２１１９